

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年5月1日

当ファンドは特化型運用を行いません。

野村マッコーリー・
プライベート・インフラ・ファンド
(野村SMA・EW向け)

追加型投信／内外／その他資産（インフラ資産）

ファンドは流動性の低い資産を主な投資対象とするため投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (インフラ資産)	その他資産 (投資信託証券 (インフラ資産))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年3月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：84兆7708億円（2026年2月27日現在）

この目論見書により行なう野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド（野村SMA・EW向け）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月26日に関東財務局長に提出しており、2025年12月12日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式（非上場インフラ株）等を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

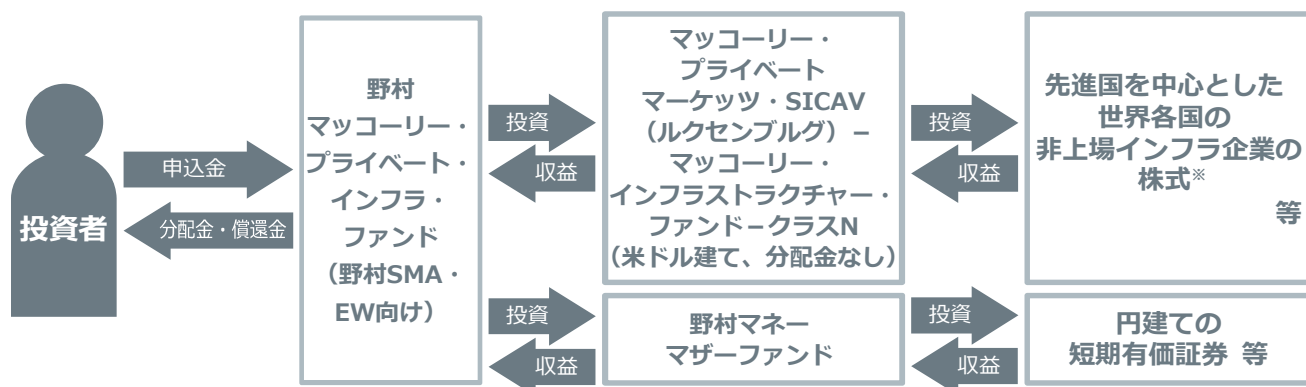
投資方針

- 外国投資法人である「マッコーリー・プライベートマーケット・SICAV（ルクセンブルグ）ーマッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN（米ドル建て、分配金なし）」（以下「外国投資法人」といいます。）および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。
- 通常の状態においては、外国投資法人への投資を中心としますが、各証券への投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。
 - ◆ 外国投資法人の投資証券の資金化に時間を要することが想定される場合には、当ファンドの償還に向け、十分な時間的余裕をもって外国投資法人の投資証券の組入比率を引き下げることがあります。
- 非上場インフラ株は、非上場であることやインフラ事業の運営に高い専門性を要するなどの特性から、アクセスに一定の制限がある資産です。投資対象インフラ企業の経営支援を効果的に行なうため、外国投資法人においては関連する投資家・コンソーシアムと協調し、これらの企業の支配的な株主持分の取得を目指します。外国投資法人において投資対象インフラ企業への投資機会は限定的であり、また限りあるファンド資金を効率的に投資対象インフラ企業に投下した結果として、当ファンドにおける実質的な個別資産への投資において純資産総額に対して10%を超える集中投資が行なわれることが想定されます。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。



ファンドの目的・特色

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※30%を上限としてプライベート・クレジット、債券等を組み入れます。

ファンドの主要投資対象である外国投資法人は外部の監査法人による年次監査を受けています。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

当ファンドが実質的に投資対象とする非上場インフラ株の投資候補銘柄群の中には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。



ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資法人の概要

マッコーリー・プライベートマーケット・SICAV（ルクセンブルグ）－マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN（米ドル建て、分配金なし）

（ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人）

＜運用の基本方針＞	
主 要 投 資 対 象	先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式等を主要投資対象とします。
投 資 方 針	・主に、先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式に投資することで、中長期的にキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを獲得することを投資目標とします。 ・当ファンドの主な投資対象である非上場インフラ株は、非上場であることやインフラ事業の運営に高い専門性を要するなどの特性から、アクセスに一定の制限がある資産です。マッコーリー社は、独自の業界ネットワークと経験を活用して投資対象を発掘します。また、投資対象インフラ企業の経営支援を効果的に行なうため、当ファンドは関連する投資家・コンソーシアムと協調し、これらの企業の支配的な株主持分の取得を目指します。投資対象インフラ企業への投資機会は限定的であり、また限りあるファンド資金を効率的に投資対象インフラ企業に投下した結果として、個別資産への投資において当ファンドの純資産総額に対して10%を超える集中投資が行なわれることが想定されます。そのため、集中投資を行なった企業の経営や財務状況の悪化などが生じた場合、大きな損失が発生するリスクがあります。なお、当ファンド単独で投資対象企業の議決権の過半を取得するものではありません。 ・投資対象インフラ企業の選定にあたっては、当該企業が提供するサービスの地域社会における必要不可欠性、独占性、キャッシュフローのインフレや景気変動に対する耐性や予見性などに着目します。 ・インフラ関連企業の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の70-85%を目指します。 ・純資産総額の30%を上限に、インフラ企業やプロジェクトを借り手とした負債性証券・ローン債権（プライベート・クレジット）、高流動債券、上場株式、現金および現金同等物等を保有します。 ・マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN（米ドル建て、分配金なし）は、組入資産について原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ヘッジまたは効率的な運用を目的として、デリバティブ取引を利用することがありますが、投機目的で利用することはありません。
主 な 投 資 制 限	・ファンド設立後の当初買付申込受付日から5年間等の特定期間を除き、同一発行体が発行する譲渡可能証券への投資は純資産総額の20%を超えないものとします。 ・純資産総額の30%を超える借入れは行ないません。
解 約 制 限	当ファンドおよび関連ファンドの純資産総額の5%を上限とする解約制限があり、また無限責任組合員には解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があります。
収 益 分 配 方 針	原則として分配は行ないません。
償 還 条 項	ファンドの運用資産が無限責任組合員が効率的な運用のために最低限必要と定める金額を下回った場合や受益者の利益にかなう場合には、ファンドは償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
無 限 責 任 組 合 員	MIF・ルクセンブルグ・ジー・ピー・エス・イー・アール・エル
オルタナティブ投資ファンド管理者	カルネ・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）・エス・イー
運 用 会 社	マッコーリー・インフラストラクチャー・アンド・リアルアセット（ヨーロッパ）・リミテッド
保 管 会 社	J.P.モルガン・エス・イー・ルクセンブルグ支店
管理事務代行会社	J.P.モルガン・エス・イー・ルクセンブルグ支店



ファンドの目的・特色

<管理報酬等>

管 理 報 酬	純資産総額に対して1.25%（年率）
申 込 手 数 料	なし
信託財産留保額	0.3%
成 功 報 酬	トータルリターンの12.5%（ハードルレート5%およびハイ・ウォーター・マーク（成功報酬を算出するための基準となる価格）の両方を超過した場合）

上記のほか、一般社団法人資産運用業協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

* 上記は2026年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎年1月30日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 換金に関する留意点 ■

外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。

また当該事由が解消しない場合等には換金申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。 ファンドは実質的に未上場株式を組み入れます。未上場株式は流動性が著しく乏しく、価格変動が極めて大きい場合があります。ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。また、インフラ関連株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。 なお、特定の銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、上記の影響がより大きくなる可能性があります。
債券・ローンの価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 一般的に、ローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、ローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる格付けの低いまたは無格付けの債券・ローンについては、格付けの高い債券等に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券等の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
為替変動リスク	実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 外国投資法人は基本的に四半期毎に解約申込みを受付けますが、外国投資法人および関連ファンドの純資産総額の5%を上限とする解約制限があり、また外国投資法人の無限責任組員には解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、外国投資法人の投資証券の流動性は限定的です。なお、外国投資法人は清算期間中には解約申込みを受付けない可能性があり、その期間が長期化する可能性もあります。そのためファンドが組み入れる外国投資法人の投資証券を速やかに換金できない可能性があり資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。また当該事由が解消しない場合等には換金申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。
- 委託会社が外国投資法人の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、ファンドの購入、換金の各申込みの受付を中止することおよび既に受付けた購入、換金の各申込みの受付を取り消す場合があります。
- 委託会社は、外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することがあります。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。
- 外国投資法人が存続しないこととなる場合等には、ファンドを償還させます。なお、外国投資法人は清算に時間を要する場合があります、その場合にはファンドの償還にも時間を要します。
- 外国投資法人の投資証券の資金化に時間を要することが想定される場合には、ファンドの償還に向け、十分な時間的余裕をもって外国投資法人の投資証券の組入比率を引き下げることがあります。
- 外国投資法人の投資証券の組入比率が低い期間においては、ファンドは当該投資証券を高位に組入れた場合に期待される投資効果を得られないことが想定されます。また、その結果として、当該投資証券を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- 外国投資法人において主要投資対象である非上場インフラ企業の株式等の組入れには1年程度を要する可能性があります。そのため非上場インフラ企業の株式等の実質的な組入比率が低い期間においては、期待される投資効果を得られないことが想定されます。
- 外国投資法人の投資証券の組入比率の調整は、通常は外国投資法人の解約により行ないますが、ファンドの運用状況等によっては外国投資法人の投資証券の売却により行なう場合があります。売却には取引コストがかかることが想定され、不利な条件での売却となった場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの基準価額の算出においては、外国投資法人の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため日々の基準価額算出において、実質的に組み入れる未上場株式が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、外国投資法人の評価額は日次で更新されないため、ファンドの基準価額は外国投資法人の評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。
- ファンドの有価証券報告書等に記載される財務諸表において参照する外国投資法人の評価額とファンドの基準価額において参照する外国投資法人の評価額で、適用される会計基準等が異なるため、両者の数値が異なる場合があります。



投資リスク

- ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

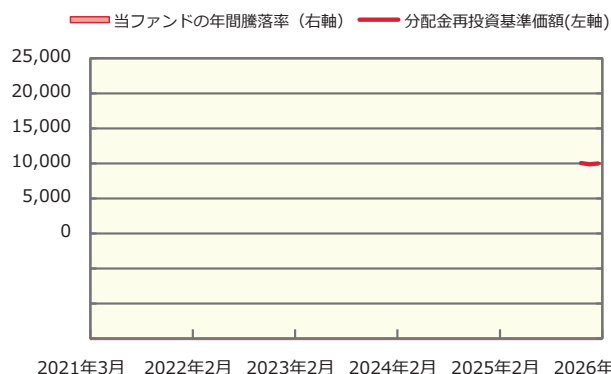
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



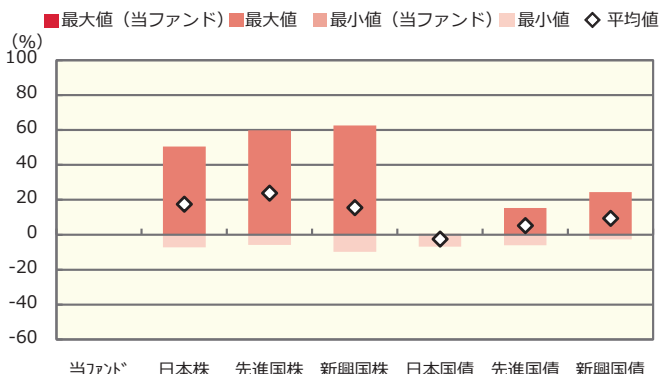
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2021年3月末～2026年2月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
* 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

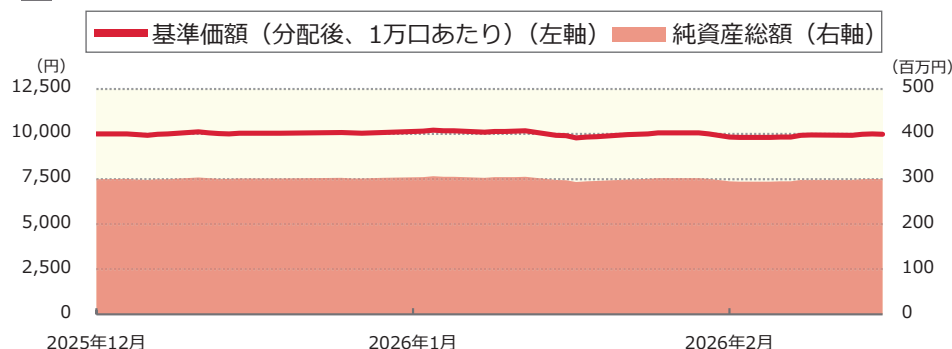
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2026年2月27日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

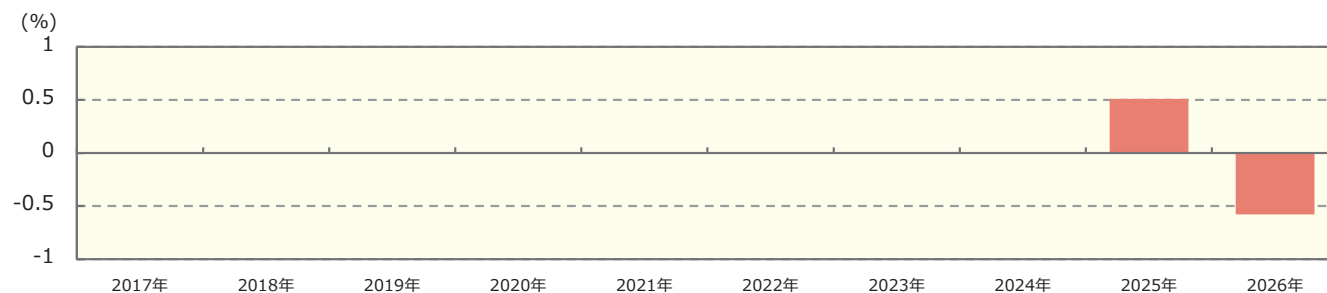
2026年1月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	マッコーリー・プライベートマーケット・SICAV (ルクセンブルグ) - マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN (米ドル建て、分配金なし)	95.1
2	野村マネー マザーファンド	0.0

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は設定日 (2025年12月12日) から年末までの収益率。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	1万円以上1円単位（当初元本1口＝1円）
購 入 価 額	購入約定日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購 入 代 金	申込日：毎月1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から同月の最終特定営業日まで 約定日：申込月の月末の29特定営業日後 受渡日：約定日の6国内営業日後までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 ※特定営業日とは、ロンドンおよびルクセンブルクの銀行営業日かつ国内営業日（12月24日を除く）をさします。
購 入 の 申 込 者 の 制 限	販売会社にSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した投資者等に限るものとします。

換 金 単 位	1口単位
換 金 価 額	換金約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	申込日：1月、4月、7月または10月の1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から同月の最終特定営業日まで 約定日：申込月の翌々月（3月、6月、9月または12月）の月末の34特定営業日後 受渡日：約定日の6国内営業日後から、お申込みの販売会社でお支払いします。 ※特定営業日とは、ロンドンおよびルクセンブルクの銀行営業日かつ国内営業日（12月24日を除く）をさします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

申 込 締 切 時 間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購 入 の 申 込 期 間	2025年12月12日から2027年1月29日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。 なお、換金において、外国投資法人の解約注文の不成立等により外国投資法人の投資証券の資金化が困難な場合は、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消す場合があります。

信 託 期 間	2035年1月30日まで※（2025年12月12日設定） ※外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することがあります。 また、信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長します。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。
繰 上 償 還	主要投資対象とする外国投資法人が存続しないこととなる場合等には償還となります。また、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年1月30日（休業日の場合は翌営業日）



手続・手数料等

収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行ないます。(原則再投資)
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 * 上記は2026年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



#



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- *上記は2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- *外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ 他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
ファンド	0.64	0.62	0.02	—	—

（2025年12月12日～2026年1月30日）

- *総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- *ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- *ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- *投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- *各比率は、年率換算した値です。
- *投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
- *ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- *ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- *ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- *投資先ファンドの運用管理費用には、運用実績に応じた成功報酬が含まれます。
- *投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- *投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- *上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- *最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

- ファンドの名称について
「野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド（野村SMA・EW向け）」を「マッコーリー・プライベート・インフラ（野村SMA・EW向け）」という場合があります。